

平成 31 年 3 月 27 日

平成31年登米市議会定例会 3 月特別議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

議案第 39 号	平成 30 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 40 号	平成 30 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）
議案第 41 号	平成 30 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）
議案第 42 号	平成 30 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 43 号	平成 30 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 5 号）

本案は、議案第 39 号平成 30 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）から議案第 43 号平成 30 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 5 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2 億 7,291 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 547 億 9,453 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、東日本大震災復興交付金の交付決定に伴う東日本大震災復興交付金基金への積立金 9,409 万円などを増額する一方、登米祝祭劇場改修・修繕事業 4,253 万円、迫児童館整備事業 3,183 万円、児童手当給付事業 4,805 万円、施設型給付事業 1 億 3,682 万円などを減額して計上しております。

歳入では、地方交付税 3,497 万円、東日本大震災復興交付金などの国庫支出金 3,410 万円などを増額する一方、施設型給付費負担金などの県支出金 8,247 万円、財政調整基金などの繰入金 1 億 7,909 万円、市債 1,590 万円などを減額して計上しております。

また、継続費補正として変更 1 件、繰越明許費補正として追加 4 件、地方債補正として廃止 1 件、変更 6 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で保険給付費 5,077 万円の増額などを、介護保険特別会計の歳出で介護保険事業財政調整基金積立金 1 億 3,551 万円の減額を、土地取得特別会計の歳出で土地開発基金への繰出金 607 万円の増額などを、宅地造成事業特別会計の歳出で土地取得特別会計への繰出金 607 万円の増額などを計上しております。

議案第 44 号	平成31年度登米市一般会計補正予算（第 1 号）
----------	--------------------------

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 2,646 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 471 億 5,639 万円とするものであります。

その内容として、消費税率の引上げに伴う低所得者及び子育て世帯への影響緩和と地域の消費喚起を目的としたプレミアム付商品券事業 1 億 2,646 万円を増額し、その財源として、国庫支出金 1 億 2,646 万円を増額して計上しております。

議案第 45 号	登米市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
----------	----------------------------------

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号）が公布され、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 31 年 1 月 30 日政令第 16 号）が平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、災害援護資金の利率及び償還等を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 5 ページ）

登米市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第11条 (略) (災害援護資金の貸付け) 第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項の各号に掲げる被害を受けた世帯の <u> </u> 世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。 2 (略) 第13条 (略) (保証人及び利率) 第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができ。</u> 2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</u> 3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の連約金を包含するものとする。</u> (償還等) 第15条 <u>災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u> 2 (略) 3 <u>償還免除 <u> </u>、一時償還、連約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u> 第16条・第17条 (略)	第1条～第11条 (略) (災害援護資金の貸付け) 第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項の各号に掲げる被害を受けた世帯の <u>市民である世帯主</u> に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。 2 (略) 第13条 (略) (<u> </u> 利率) 第14条 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u> (償還等) 第15条 <u>災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還 <u> </u> とする。</u> 2 (略) 3 <u>償還免除、保証人、一時償還、連約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u> 第16条・第17条 (略)